

# 国定教科書『中等地理』廃止の法令上の理由

近藤 裕幸

(愛知教育大学 社会科教育講座)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| I はじめに          | IV 国定地理教科書廃止の理由 |
| II 国定教科書誕生の経緯   | V おわりに          |
| III 『中等地理』の内容構成 |                 |

キーワード：旧制中学校，国定教科書，極端な国家主義，軍国主義

## I はじめに

### 1. 研究の背景

第二次世界大戦後，連合国軍総司令部（以下 GHQ）が日本を占領し，まもなく修身・歴史・地理の授業が停止された。それぞれの内容に軍国主義や極端な国家主義的な内容が他の学科より色濃くみられ，日本を民主主義国家にする上で不適切なものと GHQ が判断したためであった。たしかに，戦時期の教科書においては，いわゆる戦争翼賛的な記述内容がみられる。例えば，GHQ が「過激な国家主義」とみなした「八紘一宇」などという考え方である。しかし，そのような官製のイデオロギーが教科書内容にどのように反映されていたのかについては，こと地理教育においては未だ十分に説明されておらず，戦時中であるからおそらくはそのようなこともみられるだろうという主観的確信のままでとどまっているのではないだろうか。この点を明らかにしておくことは，地理教授と国家，ひいては教育と国家との関係を捉える上で欠かせない課題であるといえよう。

### 2. 先行研究

これまで教育と国家との関わりについては実に多くの研究の蓄積がみられ，ここでその全貌を語ることは不可能であるが，特に地理教授や歴史教授を国家とのかかわりで論じているものとして，以下の先行研究が挙げられる。久保（1969）は「〔国家は〕現代社会の秩序や国家及び政治的支配を永続させるために要求される幻想的イデオロギー—ナショナリズムの諸イデオ

ロギーを含めて—を強制するのである。これは主として，社会認識に関連する教科—歴史，地理，道徳，文学など—にあらわれてくる」と指摘している。また，勝田（1973）は「日本のナショナリズムは，その教育内容としての修身と歴史，さらに地理を加えて，これらを通じて不断に培われてきた」と述べている。

さらに，地理教授と国家とのかかわりに限定すると，以下のものがある。唐澤（1956）は小学校の国定地理教科書が常に日本の歩みに密着して発展変遷し，特に日清戦争から大東亜戦争までの一連の戦争が，地理の教科書の記述に影響を与えたと指摘している。寺本（1981）は国民科地理の内容に国家主義的な面と合理的な面の二面性を見いだしている。尾崎（1984）は『中等地理』は「戦争中の著作であるから，戦時地理といえるわけであるが，その中に貴重な示唆に富む地理的なつかみ方も見出せるので，簡単に排除することができない」と述べている。村山・中川（2007）は小学校地理の国定教科書について，その基本構造が1907年までに確立され，地理の授業が地名物産を主とする知識暗記型になったこと，そしてそこには国家主義的な記述（「我が国は万世一系の天皇を戴き，臣民皆忠君愛国の精神に富み，実に万国無比の国体をなせり」など）がみられると指摘した。

このように，尋常小学校・国民学校（以下 小学校），旧制中学校（以下 中学校）を問わず戦時中の地理科教科書にみられる国家主義的な記述の存在は指摘されているが，そうした記述の何が，GHQ が目指す教育にとって不適切とされたかについて具体的に述べた研究は見られない。このことを具体的に取り上げなけれ

ば、地理教授と戦争との関わりをとらえることはできないであろう。

### 3. 目的と方法

そこで、本研究は地理教授と戦争との関わりを明らかにするための第一段階として、最も軍国主義的・極端な国家主義的な地理科教科書であったとみられる国定教科書『中等地理』の特徴と、廃止される根拠となった法令等について明らかにすることが目的である。

ただ、今回は紙幅の制限があるため、教科書にみられる軍国主義的・極端な国家主義的とみなされる記述の具体的検討と、地理教授の国策への加担についての考察は、第二段階として別稿に譲ることとする。

本研究を進める方法としては、まず、『中等地理』を、国定期前の検定期教科書と比較することによって、その特徴を捉える。その後、GHQなどが出した指令・冊子・基準等を取りあげ、そこにみられた禁止事項を浮かび上がらせてゆく。なお、教科書や命令等の文章については原典のまま引用することを原則とし、文字変換が技術上困難な場合は新仮名遣い及び漢字を用いることとする。

## II 国定教科書誕生の経緯

小学校の教科書は、1887年に教科用図書検定規則が定められ、いわゆる検定済教科書が発行されることになった。その後、1904年からは小学校（尋常小学校・国民学校など）では国定教科書が使用され始めた。

一方、中学校では小学校から40年も遅れての国定教科書の使用となった。その法的根拠は、1943年1月21日中等学校令（勅令第36号）による。中等学校令の主たる内容は、中学校、高等女学校および実業学校を一つの学校制度に統一しようとしたことにあった。その目的は「国民学校ノ基礎ノ上ニ完成教育トシテ皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トスル」とされ、国民学校教育の基礎の上によくべき中等学校では国民の完成教育、中堅皇国民の錬成が目指された。そして、この中等学校令において中学校の教科書が国定化されることになった<sup>1)</sup>。

この中学校教科書の国定化については、中等学校令にみられるように、時局による教学刷新の盛り上がり原因であったが、物資の不足にも原因があったと言われる。そこに至る経緯を述べると、それまで多くの種類の検定教科書が発行されてきたが、1940年9月12日文部省は各教科目の教科書を五種類以内に限定するので、各学校はその中から選択するよう通達した<sup>2)</sup>。

これは各学校の需要数に基づいて用紙資材を確保し無駄をなくすためであった。

この後、1943年の中等学校令において教科書に関しては、「文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用書ヲ使用スベシ」（中等学校令第12条）と規定され、教科書が国定となったのである。つまり、教学刷新と物資の不足、この2つの要因が国定化を促したと言える。

ところが、その後時局が緊迫化し、中等教育の改革よりも、むしろ戦時における国家的要請（学徒勤労作業等）が中学校に求められるようになり、1945年4月国民学校高等科以上の学校において授業は中止されてしまう。したがって、中学校の国定教科書が用いられたのは極めて短期間、1943年12月から1945年4月までであった。

また、この国定教科書はほとんど使われなかったどころか、新しい教科書の発行は間に合わず、それまで発行されていた検定教科書を使用していたこともあった<sup>3)</sup>。実際、国定教科書『中等地理(1)』は、1943年4月から使われるべきものであったが、1943年12月3日に印刷され、1943年12月7日に発行されている。

このように、この国定教科書がほとんど使われなかったとしても、この教科書にこそわが国の軍国主義や国家主義教育の姿が強く刻印されていると充分に考えられ、これを取り上げる一定の意義があると言える。

## III 『中等地理』の内容構成

そのような状況下で、中学校国定教科書『中等地理』は、1943年12月に第1巻が発行され、第4巻が1945年3月に発行された。わずかな期間しか用いられなかった教科書であったが、この国定教科書はどのような特徴を持っていたのかを、検定教科書と比較することで明らかにしたい。

### (1) 地方区分の特異性

『中等地理』は全4巻で、それぞれの目次は以下のとおりである（第1表）。

その特徴の第1は、日本国内の地方区分についてである。特に、『中等地理(二)』は大日本帝国の地誌を扱っているが、従来の関東地方・九州地方といった、一般的な地方区分とは異なっている。具体的には、日本を大きく4区分し、中央地域（本州・九州・四国等）、北方地域（北海道・樺太）、西方地域（朝鮮半島）、南方地域（台湾、マリヤナ群島・マーシャル群島などの南洋群島）としている。

1904年の小学校国定教科書『小学地理』においては八地方区分（関東・奥羽・本州中部・近畿・中国・四国・九州・北海道）が用いられ（中川，1978），小学校では今日われわれがよく目にする一般的な地方区分が用いられていたにも関わらず，中学校ではそうではなかったのである。

たしかに，中学校においては，1899年の「尋常中学校教科細目」の規定に従ったことにより府県別による記載が増えた。また，地方区分についてもさまざまなもの（畿道別区分や，執筆者独自の地域区分等）が混在していた事実はある<sup>4)</sup>。しかしながら，第2表をみてもわかるが，多くの教科書が八地方区分に従っていたのだが，この『中等地理』は独特な地方区分の形をとっていた。

『中等地理』がこのような地方区分をした背景には，「共通法」に一因があると推測される。大日本帝国下には共通法（1918年法律第39号）という法律があり，「第一条 本法ニ於テ地域ト称スルハ内地，朝鮮，台湾，関東州又ハ南洋群島ヲ謂フ」，「2 前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス」とある。この国定教科書には内地と外地意識がより明確な形で表れており，内地より見て西方の朝鮮，南方の台湾と南洋群島と位置づけていると考えられる。北海道と樺太が北方地域として中央地域から切り離された理由については不明であるが，本来ならば樺太（正確には南半分）と北海道は内地に区分されるはずである。いずれにせよ，北海道地方・奥羽地方などという地域区分ではなかったのではなく，それまでにはない独特な地方区分となっているのである。

第1表 『中等地理』の目次（算用数字は，頁を表す）

<p style="text-align: center;">『中等地理（一）』</p> <p>(1943年12月3日印刷，1943年12月7日発行)</p> <p>一 序説 4</p> <p>二 ヨーロッパ及びアフリカの概観 9</p> <p>三 地中海地域 19</p> <p>四 中欧地域 29</p> <p>五 北欧地域 45</p> <p>六 東欧地域 49</p> <p>七 イギリス諸島 55</p> <p>八 中南アフリカ 61</p> <p>九 北米及び南米の概観 68</p> <p>十 アングロアメリカ 76</p> <p>十一 ラテンアメリカ 90</p> <p>十二 大西洋 100（～102）</p>	<p style="text-align: center;">『中等地理（二）』</p> <p>(1944年9月9日印刷 1944年9月13日発行)</p> <p>第一 わが国の概観 4</p> <p>第二 中央地域 18</p> <p style="padding-left: 2em;">一 自然環境 18</p> <p style="padding-left: 2em;">二 農業と牧畜・林業 25</p> <p style="padding-left: 2em;">三 水産業 35</p> <p style="padding-left: 2em;">四 鉱業 37</p> <p style="padding-left: 2em;">五 商工業と都市の発達 40</p> <p>第三 北方地域 49</p> <p style="padding-left: 2em;">一 北方の開拓 49</p> <p style="padding-left: 2em;">二 自然環境 52</p> <p style="padding-left: 2em;">三 農業の発達 54</p> <p>第四 西方地域 61</p> <p style="padding-left: 2em;">一 本土との関係 61</p> <p style="padding-left: 2em;">二 自然環境 64</p> <p style="padding-left: 2em;">三 産業その他 66</p> <p>第五 南方地域 75</p> <p style="padding-left: 2em;">一 南進日本の基地 75</p> <p style="padding-left: 2em;">二 自然の特色 76</p> <p style="padding-left: 2em;">三 産業と住民 79</p> <p style="padding-left: 2em;">四 南洋群島 84（～86）</p>
<p style="text-align: center;">『中等地理（三）』</p> <p>(不明)</p> <p>第一 大東亜の概観 4</p> <p style="padding-left: 2em;">一 大東亜の建設 4</p> <p style="padding-left: 2em;">二 大東亜の土地と住民 6</p> <p style="padding-left: 2em;">三 大東亜の資源と交通 10</p> <p>第二 満洲・蒙疆・支那 14</p>	<p style="text-align: center;">『中等地理（四）』</p> <p>(1945年3月1日印刷 1945年3月5日発行)</p> <p>第一 国民生活の基盤としての自然環境 4</p> <p style="padding-left: 2em;">一 地勢 5</p> <p style="padding-left: 2em;">二 気候 20</p> <p style="padding-left: 2em;">三 海洋 30</p> <p>第二 産業と交通 38</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 満洲 14</li> <li>二 蒙疆 21</li> <li>三 支那 23</li> </ul> <p>第三 南方諸地方 32</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 インド支那 33</li> <li>二 東インド諸島 40</li> <li>三 フィリピン 46</li> </ul> <p>第四 濠洲，太平洋の諸島嶼，南極地方 49</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 濠洲 50</li> <li>二 太平洋の諸島嶼 53</li> <li>三 南極地方 54</li> </ul> <p>第五 インド・西亜 56</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 インド 56</li> <li>二 西亜 64</li> </ul> <p>第六 シベリヤ・中亜・北極地方 70</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 シベリヤ 70（～83）</li> <li>二 中亜 74</li> <li>三 北極地方 75</li> </ul> <p>第七 太平洋・インド洋 77（～83）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地上並びに水域資源 39</li> <li>（一）農産 40</li> <li>（二）林産 53</li> <li>（三）畜産 56</li> <li>（四）水産 58</li> <li>二 地下資源 61</li> <li>三 工業生産 72</li> <li>四 交通 80</li> <li>（一）内陸交通 80</li> <li>（二）海洋交通 86</li> <li>（三）航空交通 88</li> <li>（四）通信 89（～91）</li> </ul>
--	--

（『中等地理（三）』の印刷・発行日については、教科書が破損していたため不明である）

## （2）大東亜共栄圏の取扱い

第2の特徴は、いわゆる大東亜を第3巻として独立させている点である。具体的な地域としては、満洲・蒙疆・支那・南方諸地方・濠洲，太平洋の諸島嶼，南極地方・インド・西亜・シベリヤ・中亜・北極地方・太平洋・インド洋が該当する<sup>5)</sup>。

大東亜とは言うまでもなく大東亜共栄圏のことである。この大東亜共栄圏という構想は、大日本帝国が欧米諸国からアジアの植民地を解放するという形をとっていたため、これらの地域を特別扱いしたことがよくわかる。そこには欧米勢力からのアジアを解放するとともに、日本がその盟主となる考えが潜在している。具体的には、『中等地理（3）』において「アジア再建の実現を期する深い意義が含まれてゐる。〔中略〕帝国の存立のためばかりでなく、東亜の安定を図るため」<sup>6)</sup>という文章があることからもうかがい知れる。

この大東亜の重視は、検定期の地理科教科書においてはみられないものである（第2表）。三省堂編輯所

著の1937年に発行された『中等最近日本地理』では「関東・奥羽・中部・近畿・中国・四国・九州・北海道・樺太・台湾・朝鮮・関東州・南洋群島」となっている。また、小川琢治著の1937年に発行された『中等新地理 外国之部』でも「アジア洲・ヨーロッパ洲・アフリカ洲・北アメリカ洲・南アメリカ洲・大洋洲・両極地方」という今日と同じような世界地誌の区分となっている。

このように大東亜をことさら強調し、取り上げている事実は、国定教科書に特有なことであると言えるとともに、当然のことながら時代背景を反映していることがわかる。

しかしながら、このような内容の国定地理科教科書であったが、1945年をもって廃止されることになる。では、その地理科の国定教科書が回収され授業が停止されるに至る背景にはGHQからどのような指令・命令等があったのだろうか。

第2表 検定期のおもな日本地理教科書の目次一覧（頁数は省略）

初版年	書名	目次順序
1929	田中啓爾 『中等日本地理』（目黒書店）	関東・中部・近畿・中国及四国・九州・奥羽・北海道・樺太・台湾・朝鮮
1936	辻村太郎 『新考日本地理 乙表準拠』	樺太・北海道・奥羽・関東・中国四国・九州・台湾・南洋群島・朝鮮・関東州
1937	三省堂編輯所 『中等最近日本地理』	関東・奥羽・中部・近畿・中国・四国・九州・北海道・樺太・台湾・朝鮮・関東州・南洋群島

（筆者実見により作成）

第 3 表 検定期のおもな外国地理教科書の目次一覧 (頁数は省略)

初版年	書名	目次順序
1921	小川琢治 『中等地理学 外国之部 上中下』	満州・亜細亜洲・欧羅巴洲・阿弗利加洲・北亜米利加洲・南亜米利加洲・大洋洲・両極地方
1932	田中啓爾 『中等新外国地理 改訂版』	アジア・オセアニア・ヨーロッパ・アフリカ・北アメリカ・南アメリカ
1932	小川琢治 『中等地理学 外国之部 乙表』	大洋洲・両極地方・アフリカ洲・南アメリカ洲・北アメリカ洲・アジア洲・ヨーロッパ洲
1933	小川琢治 『新外国地理 上中 甲表』	大洋洲 (オセアニア洲)・両極地方・アフリカ洲・南アメリカ洲・北アメリカ洲・アジア洲・ヨーロッパ洲
1937	小川琢治 『中等新地理 外国之部』	アジア洲・ヨーロッパ洲・アフリカ洲・北アメリカ洲・南アメリカ洲・大洋洲・両極地方

(筆者実見により作成)

#### IV 国定地理教科書廃止の理由

##### 1. 連合軍総司令部 (GHQ) の指令

1945 年 8 月の敗戦によって、大日本帝国は連合国の管理下に置かれ、教育改革について、いわゆる「四大改革指令」が発せられた。

第 1 は、1945 年 10 月 22 日の「日本教育制度ニ対スル管理政策 (連合軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府ニ対スル覚書)」で、教育内容、教職員、及び教科目・教材に対する指示と、文部省に対しては総司令部との連絡機関の設置と報告義務とを課してきた。具体的には「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ハ凡テ廃止スルコト」、教育課程については「急迫セル現情ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サレテキル現行ノ教課目、教科書、教授指導書ノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セラルベキデアリ、軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト」<sup>7)</sup>などが指示された。

第 2 は、同年 10 月 30 日に「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」が発せられた。これは、軍国主義的、極端な国家主義思想を持つ者を教職から排除することを指示したものである。

第 3 は、同年 12 月 15 日に発せられた「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」である。これは、信教の自由の確保と、極端な国家主義と軍国主義の思想的基盤であるとみなされた国家神道を解体することによって、国家と宗教との分離を目指そうとしたものである。

第 4 は、同年 12 月 31 日に「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件 (連合軍最高司令官総司令部参謀副官第八号民間情報教育部ヨリ終戦連絡中央事務局経

由日本帝国政府宛覚書)」が発せられた。これは、軍国主義的及び極端な国家主義的思想の排除を教育内容において徹底しようとするもので、修身・日本歴史・地理の授業停止とそれらの教科書と教師用参考書を含めて回収することを命じたものである。長くなるが、GHQ の意図が明らかになるので以下に抜粋する。

一 昭和二十年十二月十五日附指令第三号国家神道及び教員ニ対スル政府ノ保障ト支援ノ撤廃ニ関スル民間情報教育部ノ基本的指令ニ基キ且日本政府ガ軍国主義的及び極端ナ国家主義的觀念ヲ或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込シテ生徒ニ課シカカル觀念ヲ生徒ノ頭脳ニ植込マシテ教育ヲ利用セルニ鑑ミ茲ニ左ノ如キ指令ヲ発スル

(イ) 文部省ハ曩ニ官公私立学校ヲ含ム一切ノ教育施設ニ於テ使用スベキ修身日本歴史及び地理ノ教科書及び教師用参考書ヲ発行シ又ハ認可セルモコレヲ修身、日本歴史及び地理ノ総テノ課程ヲ直チニ中止シ司令部ノ許可アル迄再ビ開始セザルコト

(ロ) 文部省ハ修身、日本歴史及び地理夫々特定ノ学科ノ教授法ヲ指令スル所ノ一切ノ法令、規則又ハ訓令ヲ直チニ停止スルコト

(ハ) 文部省ハ本覚書附則 (イ) ニ摘要セル方法ニ依リテ設置スル為メニ (一) (イ) ニ依リ影響ヲ受クベキアラルル課程及び教育機関ニ於テ用ヒル一切ノ教科書及び教師用参考書ヲ蒐集スルコト

(ニ) 文部省ハ本覚書附則 (ロ) ニ摘要セル措置ニ依リテ本覚書ニ依リ影響ヲ受クベキ課程ニ代リテ挿入セラルベキ代行計画案ヲ立テ之ヲ当司令部ニ提出スルコト之等代行計画ハ茲

ニ停止セラレタル課程ノ再開ヲ当司令部ガ許可スル迄続イテ実施セラルベキコト

(ホ) 文部省ハ本覚書附則(ハ)ニ摘要セル措置ニ依リ修身、日本歴史及ビ地理ニ用フベキ教科書ノ改訂案ヲ立テ当司令部ニ提出スベキコト

ニ 本指令ノ条項ニ依リ影響ヲ受クベキ日本政府ノ総テノ官吏、下僚、傭員及ビ公私立学校ノ総テノ教職員ハ本指令ノ条項ノ精神並ニ字句ヲ遵守スル責任ヲ自ラ負フベキコト

このように、GHQはこれまでの大日本帝国の教育を「軍国主義的及び極端な国家主義的」と特徴づけ、それを日本の教育から払拭しようとし、教育の中でも一際影響力が大きいと判断した修身・日本歴史・地理の授業を停止し、教科書等を回収するに至った。

## 2. 米教育使節団報告書

第1次米教育使節団が1946年3月5日と6日に来日し、3月30日に第1次報告書を提出、報告書は4月7日にGHQから発表された。その内容は、日本の過去の教育における問題点を指摘し、これに代わるべき民主的な教育の理念、方法、制度などが提言された。「1 日本の教育の目的および内容」ではカリキュラム、教科書、歴史・地理などの教科のあり方について触れ、教育再建の基本原則が勧告されている。その内容は、地理に限定して言えば、「歴史と地理」の項で次のように述べられている<sup>8)</sup>。

歴史と地理は、通常、時間的空間的に自分がどこに位置するかを生徒に認識させるために設けられたものである。それらは、生徒が歴史への展望、自分の物理的環境の知識、自分の周辺と他の世界との関係についての感覚等を発展させるための、その客観的基礎を与えることを期待されている。日本の歴史は、この二つの教科を教えるうえで、これとは違った点を強調してきた。すなわち、記録された歴史と神話とが意識的に混同され、その地理は自衛的、否、宗教的と言えるほど、自己中心的であった。

ここで、地理は「自衛的、否、宗教的といえるほど、自己中心的」とみなされたのである。この引用箇所以外でも、教科書について単なる改訂では済まされず抜

本的な改訂が望まれるほどで、現在の状況は危機的であるとすら言及されている。この報告では、軍国主義や極端な国家主義など日本教育制度の特徴については触れられておらず、歴史と地理が科目として本来目指すべき「生徒が歴史への展望、自分の物理的環境の知識、自分の周辺と他の世界との関係についての感覚等を発展させるための、その客観的基礎を与える」ことに反していたことが述べられている。

## 3. 文部省『新教育指針』（“Guide to New Education in Japan”）

『新教育指針』とは、文部省がCIE<sup>9)</sup>の命を受け、教師のための新教育手引き書として1946年5月から1947年2月にかけて発行し、全国の教員に配布した冊子である。文部省が海後宗臣（東京帝国大学教授）、金子武蔵（東京帝国大学教授）ら数名に委嘱して執筆させたものであるが、CIEの指導のもとに幾度も書き改められていることから、文部省が配付しているものの、CIEの考えを反映しているものと言える。その第2章「軍国主義及び極端な国家主義の除去」において、軍国主義及び極端な国家主義とは何かについて明確に定義されている。

それによると、軍国主義とは「それは国家が戦争を予想して軍備に最も多くの力をそそぎ、それを中心として国内の体制をととのへ、他国に対しても戦争といふ手段によつて自国の主張を貫かうとすることである」とし、具体的には、「戦争を予想して軍備に最も多くの力を注ぐ」、「軍人が社会的にすぐれた地位をしめ、政治上の実権をにぎる」、「経済が軍備と結びつき、財ばつが戦争と結びつきやすい」、「文化が戦争を目的として統制せられ、言論・思想があつぱくせられる」、「国際問題を戦争によつて解決しようとする」と定義された。

極端な国家主義とは、「それは自分の国を愛することが行きすぎて、国家のためといふ名目のもとに、国民一人々々の幸福をぎせいにし、また他の国々の立場をも無視する態度である」とし、具体的には、「国家を何よりも大切なものと考え、他のすべてを国家のためにぎせいに」するところの『国家至上主義』である、「国民を高ぶつた心持をいだかせ、国際親善を害する」とした。

その両主義を定義した後、『新教育指針』において、軍国主義や極端な国家主義がどのようにして起こり、日本がどのような過ちを犯したのかについて述べ、最後にそれらを取り除くにはどうしたらよいかについて

て教員たちに内容が伝わるようなわかりやすい文章で書かれている<sup>10)</sup>。

#### 4. CIE による教材削除の基準

CIE は「教材削除の基準」を明らかにしている。教育雑誌『日本教育』において同雑誌編集部がこの基準について取り上げ、それを解説している<sup>11)</sup>。削除基準は当時の日本の教育関係者にとって理解しがたいところが含まれていたとみられ、編集部のお困りどころも散見された。この基準は修身、歴史、地理に限った基準ではなく国民学校・中学校すべてに影響を与え、この削除基準から CIE が何を考えていたのかが推察できる。ここでは以下のように明示されている。

##### 軍国主義

侵略ヲナサザル平和的ナ日本政府ガ樹立セラレ為ニ貢献スル思想及ビ態度ハ発展セラレベキデアアル。コレヲ目標トスル教育ハ阻碍セラレベキデアク、ソノ為ニハ軍国主義及ビ侵略主義ヲ促進スル目的デ企画セラレタル次ノ教材ハ削除セラレベキモノトス。

- 1 闘争ヲナスコトヲ英雄的デアリ快受スベキ方途ナリトシテ戦争ヲ賞賛スル教材
- 2 至上ノ忠誠ヲモツテ天皇ニ生命ヲ捧グルコトヲ榮譽トスル教材
- 3 武功ヲ賞賛スルコトニヨツテ戦争英雄ヲ理想化スル教材
- 4 軍務ニ服スルコトヲ以テ国民ガ国家ニ尽ス最大ノ榮譽ナリトスル観念ヲ発展セシムル教材
- 5 軍ヲ賞賛スル諸物教材即チ大砲、軍艦、タンク、要塞、兵士等、

##### 極端ナル国家主義

平等ノ権利ト責任ノ原則ニ基ク民主的傾向ト国際的友愛関係ヲ導キ出ス観念ト態度トハ

発展サセルベキデアアル。コレヲ目標トスル教育ガ阻害セラレザル為ニハ次ノ諸事項ヲ促進スル教材ハ教科書ヨリ削除セラレベキデアアル

- 1 大東亜共栄圏建設ノ原理及ビソノ他アラユル侵略思想
- 2 日本人ハ他ノ如何ナル民族又ハ国民ヨリモ優秀ナリトスル思想
- 3 国際連合ノ憲章ニ示サレタル原則ニ違背スル観念及ビ態度
- 4 天皇ニハ絶対忠誠ヲモツテ服従セントスル思想
- 5 日本ノ天皇ハ他ノ国家ノ元首ヨリモ優秀ナリトスル思想及ビ天皇制ハ神秘ニシテ不滅ナリトスル思想

##### 宗教上ノ差別感

日本人ノ宗教的自由ヲ完成シ、宗教ト国家トヲ分離スル目的ヲ以テ、宗教ノ信條哲学ヲ促進スル為ニ計画セラレタル教材、例ヘバ神道ニツイテノ教材ハ教科書ヨリ削除セラレベキモノトス。

#### 5. 主義・思想の類型化

以上 4 つの指令・報告書・冊子・基準を重ね合わせると、日本の教育においてどのような主義・思想が問題視されていたのかがわかる。

まず、GHQ が「軍国主義的」、「極端な国家主義的思想」を排除し、その両者の思想的基盤であった「国家神道の解体」を目指していたことがわかる。さらに、その 3 つを基準とし、「米教育使節団報告書」・「新教育指針」・「CIE による教材削除の基準」の中において問題視された日本教育の特徴および禁止内容をまとめたものが第 3 表である。

これらに抵触したからこそ、修身・日本歴史・地理は授業停止され、国定教科書『中等地理』は回収され、廃止されることになるのである。

第4表 GHQ・米教育使節団・文部省・CIE が問題視した日本教育の特徴および禁止内容

GHQ の4大指令 (1945年)	米教育使節団報告書 (1946年)	文部省『新教育指針』 (1946-47年)	CIEによる教材削除の基準 (1946年)
軍国主義	歴史と地理は、通常、時間的 空間的に自分がどこに位置す るかを生徒に認識させるため に設けられたものである。それ らは、生徒が歴史への展望、 自分の物理的環境の知識、自 分の周辺と他の世界との関係 についての感覚等を発展させ るための、その客観的基礎 を与えることを期待されて いる。日本の歴史は、この二 つの教科を教えるうえで、こ れとは違った点を強調してき た。	戦争を予想して軍備に最も多 くの力を注ぐ	闘争ヲナスコトヲ英雄的デア リ快受スベキ方途ナリトシテ 戦争ヲ賞賛スル教材
		軍人が社会的にすぐれた地位 をしめ、政治上の実権をにぎる	至上ノ忠誠ヲモツテ天皇ニ生 命ヲ捧グルコトヲ榮譽トスル 教材
		経済が軍備と結びつき、財ば つが戦争と結びつきやすい	武功ヲ賞賛スルコトニヨツテ 戦争英雄ヲ理想化スル教材
		文化が戦争を目的として統制 せられ、言論・思想があつぱ くせられる	軍務ニ服スルコトヲ以テ国民 ガ国家ニ尽ス最大ノ榮譽ナリト スル觀念ヲ発展セシムル教材
		国際問題を戦争によつて解決 しようとする	軍ヲ賞賛スル諸物教材即チ大 砲、軍艦、タンク、要塞、兵 士等
過激ナ国家主義 (極端ナル国家主義)	〔日本の歴史は〕記録された 歴史と神話とが意識的に混同  〔地理は〕自衛的、否、宗教 的といえるほど、自己中心的	国家を何よりも大切なものと 考へ、他のすべてを国家のた めにぎせいにするところの 『国家至上主義』である	大東亜共栄圏建設ノ原理及ビ ソノ他アラユル侵略思想
		国民を高ぶつた心持をいだか せ、国際親善を害する	日本人ハ他ノ如何ナル民族又 ハ国民ヨリモ優秀ナリトスル 思想 国際連合ノ憲章 <sup>12)</sup> ニ示サレタ ル原則ニ違背スル觀念及ビ態度 天皇ニハ絶対忠誠ヲモツテ服 従スベシトスル思想 日本ノ天皇ハ他ノ国家ノ元首 ヨリモ優秀ナリトスル思想及 ビ天皇制ハ神秘ニシテ不滅ナ リトスル思想
		(記述なし)	神道ニツイテノ教材ハ教科書 ヨリ削除セラルベキ
国家神道		(記述なし)	神道ニツイテノ教材ハ教科書 ヨリ削除セラルベキ

(原文をそのまま引用しているため、片仮名、平仮名表記が混在している)

## V おわりに—今後の展望

本研究の目的は、国定教科書『中等地理』の特徴、そして廃止されるに至った法的根拠を明らかにすることであった。中学校教科書の国定化は小学校から40年も遅れて1943年に実施されたのであるが、国定教科書が発行されたのはほんのわずかな期間であったが、そこには時代背景が強く反映され、国家が地理科に求めていたものがはっきりと表れていた。その目次はそれまでの検定教科書にはみられないものであり、諸外国を対等に扱うのではなく、大東亜を重視したものであった。

次に、この教科書はGHQの指令によって授業は停

止され、教科書は回収されてしまうのだが、どのような点が問題視されたのかをさぐるために、GHQなどによって出された指令にみられる禁止事項を整理した。大きく類型化すると「軍国主義的」、「極端ナル国家主義」、「国家神道」であったが、詳細については表にした。

本稿では、紙幅の関係のためここで終わるが、この後、『中等地理』の記述内容に、軍国主義的、極端なる国家主義、国家神道がどのような形で表れているのかを取り上げ、その特徴を描き、主観的憶測ではなく、地理科教科書が戦争遂行に加担する内容であったのかを明らかにしていくことになる。

先んじて概略を述べると、国定地理教科書『中等地理』における内容記述の特徴は、軍国主義や国家神道



に関連する内容は少なく、超国家主義的な記述内容が多くみられるということである。

また、3つのカテゴリーに収まらない記述内容もみられた。例えば、日本の国土・自然に関する内容で、「日本の国土はたしかに狭いが今はこれだけ発展している」、「日本の自然は厳しい面もあるが、やはり美しい」、「特別な位置にあり、偶然とは思われない」などという内容である。これは、大日本帝国の地理的条件と国民性を関連づけている地理特有なものである。

ともあれ、本稿においてはここまでとし、別稿にて国定教科書『中等地理』の内容と、地理教授の戦争加担について述べることにしたい。

本小論を愛知教育大学名誉教授・岩崎公弥先生のご退職にあたり、謹呈させていただきます。私が愛知教育大学に赴任したときから今日に至るまで大変お世話になりました。私が中学高校の教諭を退職してから今日まで大学で勤めることができているのも、偏に岩崎先生の暖かいご指導ご鞭撻によるものと感謝申し上げます。これからの先生のますますのご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

### 参考文献

- 小川琢治 (1921):『中等地理学 外国之部 上中下』富山房, 上巻 132p・中巻 152p・下巻 193p
- 小川琢治 (1932):『中等地理学 外国之部 乙表』富山房, 231p
- 小川琢治 (1933):『新外国地理 上中 甲表』富山房, 上巻 113p・下巻 179p
- 小川琢治 (1937):『中等新地理 外国之部』富山房, 218p
- 尾崎脩四郎 (1984):『旧制中等学校教科内容の変遷』ぎょうせい, 571p
- 勝田守一 (1973):『教育とナショナリズム』『国民教育の課題—勝田守一著作集2』国土社, 1973年, 561p
- 唐澤富太郎 (1956):『教科書の歴史』創文社, 584p
- 久保義三 (1969):『日本ファシズム教育政策史』明治図書, 386p
- 三省堂編輯所 (1937):『中等最近日本地理』三省堂, 225p
- 田中啓爾 (1929):『中等日本地理』目黒書店, 238p
- 田中啓爾 (1932):『中等新外国地理 乙表準拠』目黒書店, 250p
- 辻村太郎 (1936):『新考日本地理 乙表準拠』三省堂, 202p
- 寺崎昌男編 (2000):『日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革 構想I期 2』日本図書センター, 182p
- 寺本潔 (1981):『国民科地理に関する一考察』新地理 29-2, 25

～ 35

- 中川浩一 (1978):『近代地理教育の源流』古今書院, 1978年, 360p
- 村山朝子・中川浩一 (2007):『国定小・中・高地理教科書の成立と展開』茨城大学教育学部紀要 (教育科学) 56, 35～54

### 注

- 1) 教科の編成については、各学校別に示されているが、中等学校共通の教科は、国民科、理数科、体錬科、芸能科、外国語科、家政科 (女子)、実業科 (実業諸科) の六ないし七教科とされた。修業年限は四か年を原則とした。中学校の教科は国民科 (修身・国語・歴史・地理)、理数科 (数学・物象・生物)、体錬科 (教練・体操・武道)、芸能科 (音楽・書道・図画・工作)、実業科 (農業・工業・商業・水産)、外国語科 (英語・独語・仏語・支那語・マライ語・その他) の六教科とし、実業科と外国語科は第三学年 (夜間課程にあっては第二学年) 以上にあつてはそのいずれかを選択履修させることとした。
- 2) 文部省通牒発国 135号 (S15.10.22)「昭和十六年度中等学校等教科書ニ関スル件」による。
- 3) 高瀬五郎「中等学校教科書の指導書に就て」『文部時報』785号 (1943年3月10日) による。
- 4) 1897年発行の三省堂編集による『帝国地理教科書』においても、本州、四国区、九州区、台湾区、北州区に区分されている。1899年発行の矢津昌永『中地理学 日本編』(丸善)では、第1編で系統地理を述べた後、その後を地誌にあて、北日本 (関東八州・奥羽七州・中央高原)、南日本 (本州中部・北国・近畿・中国)、四国、九州、北海道、台湾に区分している。1901年発行の野口保興『中等教育帝国大地誌』(成美堂・目黒書店合梓)では、系統地理的内容 (自然之部・政治之部) のあと、地誌的内容があり中域 (本州区・四国区・九州区)、北域 (十州嶋・千嶋列嶋)、南域 (沖縄群嶋・先嶋列嶋・台湾嶋・澎湖諸嶋) などに区分されている。
- 5) 北極や南極が含まれている理由は不明であるが、インドや濠洲なども大東亜共栄圏に含まれていた。
- 6) 『中等地理 (三)』5頁
- 7) GHQ 四大指令についての典拠は、「戦後日本教育史料集成」編集委員会『戦後日本教育史料集成 (1)』三一書房, 1982年, 34-46頁による。
- 8) 米教育使節団報告書については、村井実『アメリカ教育使節団報告書』(1979年, 講談社, 43-44頁) より引用した。しかし、文部省が訳したものによると、この文は「地理は、保身的宗教的に自己本位」となる。なお、1950年にも第二次報告書が提出されているが、これには歴史と地理についての報告はない。

- 9) 「民間情報教育局」のことで、連合国軍総司令部におかれた教育担当部局である。1945～1952年まで日本の教育制度を改革した。日本側の見解を最終的に決定する権利をもっていた。
- 10) 文部省『新教育指針』については、寺崎昌男編『日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想Ⅰ期 2』(日本図書センター, 2000年, 10-14頁)より引用した。
- 11) 「マ司令部民間情報教育部教育班資料解説」『日本教育』(国民教育図書6巻5・6月合併第2号, 1946年5月5日)より引用した。
- 12) なお、「国連憲章ニ違背スル」とは、国際連合憲章には「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した」ことに違反するものを指している。